

令和8年度鶴岡市立農業経営者育成学校プロモーション業務委託 仕様書

1. 業務名

令和8年度鶴岡市立農業経営者育成学校プロモーション業務（以下「本業務」という）

2. 業務の目的

本業務を行うことにより、鶴岡市（以下「発注者」という）は、鶴岡市立農業経営者育成学校（以下「SEADS」という）のPRならびに、令和9年度に入校を希望する入学願書出願者10名以上の獲得を目指す。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

4. 履行場所

新・農業人フェア東京会場

5. 業務の内容

(1) 受注者は入学願書出願者の獲得に向けて、下表のとおり就農イベントへの出展を行う。

イベント名	開催地	出展回数	派遣者数
新・農業人フェア	東京	2回（※1）	各4名（※2）

(2) 受注者は発注者と協議（※3）のうねイベントへの出展申込みを行うとともに、フェアに派遣するスタッフに事前研修を実施し、SEADSの事業内容や鶴岡市の魅力を十分伝達し、イベント資料を作成したうえ、当日のフェア参加者に対し説明を行うこと。

(3) 研修状況を在校生に聞き取りするなど、SEADS入校後のメリットや研修状況等をイベント参加者に伝えること。

(4) イベント当日は、市が用意するパンフレットの他、ブース誘因のインセンティブとなる配布物等を受注者が作成し、配布すること。

(5) 参加者に対し、イベント終了後も、情報提供や質疑応答等のフォローアップを行い、市が行う入校体験会や学校説明会への参加につなげること。

（参考：R7入校体験会参加者数：13名、R7学校説明会参加者数：5名）

※1 9/23（水）東京国際フォーラム、11/15（日）東京ビッグサイトの予定。

※2 派遣者数のうち1名はSEADS在校生又は卒業生等でSEADSを熟知しているものとする。

※3 協議はオンラインを原則とする。

6. 成果品

(1) 受注者が提出すべき本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、成果品に関わる一切の権利は発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けることなく公表、貸与、使用してはならない。

① 業務報告書（原則A4版、カラー刷り） 1部

② 業務の完了を確認できる書類 1部

当日応対者のSEADS入校希望状況や、プロモーションの効果等も報告すること。

7. 委託料の支払い方法

(1) 本業務の委託料は、業務完了後に支払うものとする。

(2) 11月末まで実施予定の業務が完了した場合は、当該部分に対する業務委託料相当額を請求することができる。

8. 特記事項

(1) 受注者は統括責任者を置き、発注者に報告するものとする。

- (2) 受注者は、関係法令等、業務委託契約書及び本仕様書に定められた内容を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分理解したうえで、フェア当日の運営を統括する人員や、事業の企画と運営の知識を有した適正な人員を配置し、本業務を行うものとする。
- (3) 本業務の進め方等については、発注者と随時協議を行うものとする。
- (4) 受注者が発注者又は関係者と協議を行った場合は、受注者が議事録を作成して、これを発注者に報告すること。
- (5) 発注者から貸与した業務上必要な資料等については、厳重に管理し、発注者の許可なく本業務の目的以外への使用、第三者へ貸与または公表してはならない。また、委託業務終了後は速やかに発注者に返却するものとする。
- (6) 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の実施について業務日程表、作業計画書等の必要書類を提出させることができる。
- (7) 受注者は、本業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱いに関する事項」を遵守しなければならない。

9. その他

現在、市から新・農業人フェアに出展申し込みしているが、令和8年5月21日現在出展決定していないため、出展できない場合は東京の類似イベント会場でプロモーションを行うこととするが、詳細は発注者及び受注者が協議のうえ決定する。

本仕様書及び業務委託契約約款に記載のない事項または疑義が生じた場合には、発注者及び受注者が協議のうえ決定する。

10. 担当部局

鶴岡市農林水産部農政課 担当 伊関 要

〒997-1114 山形県鶴岡市千安京田字龍花山1-1 SEADS

TEL・FAX 0235-76-3220